

協定書

東京都を甲とし、特定非営利活動法人 Safe Kids Japan を乙とし、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が共同して実施する「子供の事故防止のための商品安全に関するプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の構築」（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 甲及び乙は、保護者及び子供自身に対して、商品・サービスに関する危害・危険についての情報等を発信及び受信することにより、子供の安全対策について普及啓発し、子供の事故防止を図ることを目的とする。

（協定期間）

第3条 協定期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

（事業内容）

第4条 本事業の内容は、別紙「事業計画書」のとおりとする。

（業務分担）

第5条 本事業の業務は、甲及び乙が協議して決定する。

2 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（1） 甲の業務分担

- ア 事業内容の企画及び立案
- イ 事業の実施に関する調整
- ウ その他事業の実施に必要な事項

（2） 乙の業務分担

- ア 事業内容の企画及び立案（甲の分担業務を除く。）
- イ 事業の実施に関する調整（甲の分担業務を除く。）
- ウ 事業の実施（プラットフォームの具体的な構築業務等）
- エ 事業に係る経理及び契約
- オ その他事業の実施に必要な事項（甲の分担業務を除く。）

（予算及び経費の分担）

第6条 本事業の予算については、別紙「事業計画書」のとおりとする。

2 本事業に関する経費は、甲及び乙で分担する。

3 甲は、本事業に関する経費の2分の1を負担する。ただし、2,500,000円を限度とし、プラットフォームの構築に要する経費に限るものとする。

4 甲の負担金（以下「負担金」という。）は、乙の請求に基づき、甲が乙に対して支出する。

（負担金の減額）

第7条 前条第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は自己の負担金の額を減額することができる。

- (1) 乙が第4条に記載の事業のうちの全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2) 乙がこの協定書に反して事務を処理したとき。

(経理)

第8条 乙は、第4条に定める事業計画書に基づき、本事業に係る収入及び支出を明らかにするために帳簿を調べ、証拠書類を適正に管理し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査)

第9条 甲は、必要に応じて本事業に係る収入及び支出の内容について、乙が管理する経理処理内容を調査できるものとし、乙は、甲が行う調査に誠意をもって対応し協力しなければならない。

(事業の委託)

第10条 乙は、本事業を委託して実施することができる。

- 2 乙は、本事業を委託して実施する場合は、あらかじめ委託を行う旨を甲に報告しなければならない。

(報告)

第11条 乙は、本事業が終了した時は、甲に事業終了の旨を報告し、事業実績報告書、収支決算書その他甲の指示する書類（以下「事業実績報告書等」という。）を速やかに甲に提出する。

(負担金の額の確定)

第12条 甲は、前条に基づき乙から提出された事業実績報告書等を精査し、適正と認めたときは、負担金の額を確定して乙に通知する。

- 2 第6条第4項の規定による乙の請求は、前項の通知に基づき行う。

(解除)

第13条 甲は、乙の事業執行上、甲と共に本事業を実施する者としてふさわしくない行為があったときは、この協定を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、甲がこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(負担金の返還)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて負担金の返還を命じる。

- (1) 甲が第12条の規定により負担金の額を確定した場合において、既に乙にその額を超える負担金が支出されているとき。
- (2) 甲が第7条の規定により負担金を減額した場合において、既に乙にその額を超える負担金が支出されているとき。
- (3) 甲が前条の規定によりこの協定を解除した場合において、既に乙に負担金が支出されているとき。

(延滞金及び違約加算金)

第15条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

- 2 甲が前条第2号の規定により乙に負担金の返還を命じた場合においては、乙は、その命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合における

その後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

（延滞金及び違約加算金の計算）

第16条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

（変更等承認）

第17条 乙は、次の（1）から（2）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

（1） 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 事業の内容を変更しようとするとき。

（印刷物の承認）

第18条 乙は、甲の名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に印刷原稿を甲に提出し、その承認を得るものとする。

（個人情報の取扱い）

第19条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用する。この際、甲及び乙は、共同して利用する個人情報の項目、甲と乙において共同利用する旨、共同利用の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。

3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

4 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

5 甲又は乙の一方が、他方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。

6 甲及び乙は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にかかわらず定められた保存期限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（秘密保持）

第20条 甲乙は、本事業の遂行に際し他の当事者から提供された当該他の当事者の秘密情報の全てをいかなる場合にも第三者に漏えいしてはならない。

（協議）

第21条 その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年6月8日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都世田谷区大蔵2丁目10番1号

国立成育医療研究センター 社会医学研究部内

乙 特定非営利活動法人 Safe Kids Japan

代表者 理事長 山中 龍宏